

## 「ラッピングクリエイター」認定規程

### (目 的)

第1条 ラッピングクリエイター認定規程（以下「認定規程」という。）は、衛生分野、家政服飾分野、商業実務分野、文化教養分野に関する産業の販売サービス技術や店舗ディスプレイの演出技術を向上させ、もって、国民の美的感覚の発達や関連産業の振興に寄与する為、その技能を審査し、ラッピングクリエイターの登録及び認定証に係わる事項を定めることを目的とする。

### (名 称)

第2条 この認定規程に基づいて、登録する名称は「ラッピングクリエイター」とする。

### (認 定)

第3条 この認定規程について「ラッピングクリエイター」とは、次の各号に該当する者に対し、公益社団法人全国調理職業訓練協会会長（以下「会長」という。）が認めた者とする。

- 2 認定施設において、3級の規定教科（別に定める）を習得し、会長より委託を受けて実施する評価テストで合格と認めた者は「ラッピングクリエイター3級」とする。
- 3 ラッピングクリエイター3級の資格取得者が、認定施設において実施する2級の規定教科（別に定める）を習得し、合格と認めた者は「ラッピングクリエイター2級」とする。
- 4 ラッピングクリエイター2級の資格取得者で、認定施設において実施する1級の規定教科（別に定める）を取得し、合格と認めた者は「ラッピングクリエイター1級」とする。
- 5 ラッピングクリエイター1級の資格取得者で、認定施設及び公益社団法人全国調理職業訓練協会（以下「協会」という。）において実施する助教員研修修了者は「ラッピングクリエイター助教員」とする。
- 6 ラッピングクリエイター助教員の資格取得者で、認定施設及び協会において実施する教員研修修了者は「ラッピングクリエイター教員」とする。
- 7 ラッピングクリエイター教員の資格取得者で、教員としての実績及び協会への貢献度等により会長に認められた者は指導者研修を修了することで「ラッピングクリエイター指導者」とする。

### (認定施設)

第4条 「ラッピングクリエイター」の認定施設は、協会の正会員施設及び関連する附属施設並びにラッピングクリエイター教育訓練の実施を希望する任意の施設であって、協会が指定した施設とする。

- 2 施設の認定のための条件については、別に定める。
- 3 施設の認定のための費用は、会員と非会員で異なることとし、額については、別に定める。

(認定証種類)

第5条 ラッピングクリエイター認定証は、指導者、教員、助教員、1級、2級及び3級とする。

2 書式は、別に定める。

(認定申請)

第6条 「ラッピングクリエイター」の認定申請は、協会指定の認定施設の長が認められた者に対して行うものとする。

(審査)

第7条 「ラッピングクリエイター」の審査は、前条の申請に基づき協会の資格認定委員会が行うものとする。

(認定者登録台帳)

第8条 会長は、前条の審査の結果に基づき、申請関係事項を認定者登録台帳に登録するものとする。

2 認定証登録番号には、申請地の都道府県番号を冠する。

3 都道府県番号は、別に定めるところによる。

(登録事項)

第9条 認定者登録台帳に登録する事項は、次のとおりとする。

(1) 登録番号及び登録年月日

(2) 認定申請施設名及び交付年月日

(3) 認定登録証の取消し、書換交付、再交付に関する事項

(認定証の交付)

第10条 会長は、前2条の登録を完了したときは、「ラッピングクリエイター認定証」を交付するものとする。

2 認定証の書式については、別に定める。

(登録事項の訂正・書換及び認定証の再交付)

第11条 認定証の交付を受けたラッピングクリエイターが、登録された事項に変更を生じたときは、最初に申請した施設の長を経由して、訂正・書換の事実を証明する書類を添えて、会長に申請するものとする。

2 会長は、登録事項の訂正・書換交付の申請があったときは、認定者登録台帳にその理由及び年月日を登録し、書換認定証を交付するものとする。

3 会長は、認定証の再交付申請があったときは、認定者登録台帳にその理由及び年月日を登録し、認定証を再交付するものとする。

(登録及び申請料)

第12条 「ラッピングクリエイター」の認定登録等申請にかかる費用は、別に定める。

(その他の事項)

第13条 この規程の実施について必要な事項は、協会の理事会で定める。

第14条 「ラッピングクリエイター」規定教科については、別に定める。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正については、理事会の議決を経て定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

## 「ラッピングクリエイター」認定資格

認定の対象となる者		認定の範囲
1	ラッピングクリエイター教員の資格取得者で、教員としての実績及び協会への貢献度等により協会に認められた者	協会会長が認める者 「ラッピングクリエイター指導者」付与
2	ラッピングクリエイター助教員の資格取得者で、認定施設及び協会において実施する教員研修修了者	協会が実施する講習の履修 「ラッピングクリエイター教員」付与
3	ラッピングクリエイター1級の資格取得者で、認定施設及び協会において実施する助教員研修修了者	協会が実施する講習の履修 「ラッピングクリエイター助教員」付与
4	ラッピングクリエイター2級の資格取得者で、1級の規定教科を習得し、協会会長より委託を受けて実施する評価テストに合格した者	協会の指定施設が実施する講習の履修 「ラッピングクリエイター1級」付与
5	ラッピングクリエイター3級の資格取得者で、2級の規定教科を習得し、協会会長より委託を受けて実施する評価テストに合格した者	協会の指定施設が実施する講習の履修 「ラッピングクリエイター2級」付与
6	3級の規定教科を習得し、協会会長より委託を受けて実施する評価テストに合格した者	協会の指定施設が実施する講習の履修 「ラッピングクリエイター3級」付与